

2 具体的な算定方法

個々の特定事業者の再商品化義務量は、容器包装の区分及び業種（特定容器のみ）ごとに算定した容器包装廃棄物の排出見込量と、毎年国から発表される「量」・「比率」を用いて算定します。

なお、容器包装廃棄物の排出見込量は、自主算定方式による算定と簡易算定方式による算定があります。

自主算定方式による算定が原則ですが、自主算定方式による算定ができない場合に限り簡易算定方式が認められています。

（参考）特定容器の再商品化義務量算定の業種区分等

- イ 食料品製造業
- ロ 清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業
- ハ 酒類製造業
- ニ 油脂加工製品等製造業（紙製容器及びプラスチック製容器のみ。）
- ホ 医薬品製造業（ペットボトルを除く。）
- ヘ 化粧品・その他の化粧品用調整品製造業（ペットボトルを除く。）
- ト 小売業（紙製容器及びプラスチック製包装のみ。）
- チ その他の事業（ペットボトルを除く。）

特定包装（紙製包装及びプラスチック製包装）の再商品化義務量の算定については、業種区分はありません。

再商品化義務量の算定

個々の事業者の容器包装の区分及び業種ごとの「再商品化義務量」は、次の算式により算定されます。

（イ）特定容器利用事業者の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{再商品化} \\ \hline \text{義務総量} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{特定容器} \\ \hline \text{比 率} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{業種別} \\ \hline \text{比 率} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{業種別特定容器} \\ \hline \text{利用事業者比率} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{特定容器利用事業者排出見込量} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{業種別特定容器利用事業者総排出見込量} \\ \hline \end{array}}$$

（ロ）特定容器製造等事業者の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{再商品化} \\ \hline \text{義務総量} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{特定容器} \\ \hline \text{比 率} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{業種別} \\ \hline \text{比 率} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{業種別特定} \\ \hline \text{1 - 容器利用事} \\ \hline \text{業者比率} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{特定容器製造等事業者排出見込量} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{業種別特定容器製造等事業者総排出見込量} \\ \hline \end{array}}$$

（ハ）特定包装利用事業者の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{再商品化} \\ \hline \text{義務総量} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{特定容器} \\ \hline \text{1 -} \\ \hline \text{比 率} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{特定包装利用事業者排出見込量} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{特定包装利用事業者総排出見込量} \\ \hline \end{array}}$$

1 上記算式における各種量・比率については、毎年国により決定し、公表されます。

2 個々の事業者においての排出見込量が毎年同じ量であっても、「再商品化義務総量」や毎年国により決定し、公表される各種量・比率が変動することにより、個々の事業者の再商品化義務量が変動することがあります。